

香川県条例第16号

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例

香川県議会委員会条例（昭和31年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>11人</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7人</u>とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に、第6条第1項の規定により議会運営委員の選任が行われ、又は同条第3項の規定によりこの条例の施行の際現に在職する議会運営委員の後任者の選任が行われるまでの間は、議会運営委員会の委員の定数については、なお従前の例による。